

外国為替保証金取引 (NetFx) 口座設定約諾書

私は外国為替保証金取引(以下、「本取引」という。)の特徴、リスクおよび仕組み等に関して内容を十分理解し、私の判断と責任において本取引を行います。つきましては、貴社に外国為替保証金取引口座(以下、「本口座」という。)を設定するに際し、「金融商品取引法」および「外国為替および外国貿易法」その他の関係法令諸規則および外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき貴社が取決める規定等に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差入れます。

第 1 条(本取引の仕組み)

貴社は、私から本取引に関する注文を受けたときは、貴社が相手方となって取引を成立させること。貴社はその際、同じ内容の注文を第三者の金融機関(以下、「カバー先」といいます。)に発注し、その発注について貴社とカバー先との間で約定した場合に、貴社は私からの注文について、その約定と同じ内容の約定をつけること。(カバー先と貴社との当該取引を以下、「カバー取引」という。)

第 2 条(外国為替保証金取引口座による処理)

私が貴社との間で行う本取引において、取引保証金、通貨の売買に伴う当該通貨の買付代金および売付代金、売買の決済による損益金、金利その他授受する金銭はすべてこの本口座で処理すること。

第 3 条(取引レート)

私が貴社と行う本取引において、貴社が提示する売値および買値は、インターバンク市場の価格を基準として提示される価格であることを了解すること。

2. 外国為替相場の状況または変動により、当初私が期待した値段と同一にならない場合があること。
3. 逆指値注文は、取引レートが指定値段になった時点で、成行注文として執行されるため、市況により実際の出来値が私の指定した値段とは同一にならない場合があること。
4. 貴社が提示する外国為替レートが、実勢レートから著しく乖離し、第 1 項の要件を満たさない値段(以下、「異常レート」という)であると貴社が判断した場合、貴社は当該提示レートを取消しまたは訂正できること。
5. 私に通知した約定値段が、異常レートに基づく値段であると貴社が判断した場合、当該約定(異常レートに基づく約定値段である場合、その反対売買を含む)および約定処理を行った注文について、取消扱いとする処理を行うことができること。

第 4 条(売買注文の際の指示)

私が貴社と行う本取引の取引形態、取引時間、取引通貨の種類、その他の注文内容、およびその執行方法等は、貴社の応じられる範囲で、私があらかじめ指示することにより行うことに異議のないこと。

第5条(ロスカットルール)

私は、次に掲げるロスカットルールの内容を十分理解し、また承認したうえで私の判断と責任において本取引を行うことを確認します。また貴社の定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議のないこと。

- (1) ロスカットルールに該当した建玉については私に通知をすることなく貴社が当該建玉を反対売買することができること。
- (2) ロスカットルールにおいて設定した価格からかい離れた価格で約定することもありうること。
- (3) 前2号の結果、生じた損害については、貴社がその責めを負わないこと。
- (4) ロスカットルールを執行するための設定値幅の範囲は貴社が定めること。
- (5) ロスカットルール執行による反対売買の結果残債務がある場合、貴社に対して直ちに残債務の弁済を行う必要があること。

第6条(リスクと自己責任の確認)

私は、次に掲げる事項および本約諾書の内容を十分理解し、また承認したうえで私の判断と責任において本取引を行うことを確認します。

- (1) 対象通貨に係る外国為替相場の変動リスクおよび対象通貨と日本円に係る金利変動リスクがあること。
- (2) 外国為替取引においては、政治・経済情勢の変化、各国の政府による規制のリスクがあること。
- (3) 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。
- (4) 少額の保証金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失を生じる危険性があること。
- (5) ロスカットルールによりリスクが限定されている場合でも市場環境によっては、ロスカット注文が執行されても多大な損失が発生するおそれがあること。
- (6) 貴社の相手先銀行の破綻による取引制限等が生じる信用リスクがあること。

第7条(取引保証金の代用有価証券の範囲)

取引保証金の差入れを有価証券をもって代用する場合については、貴社は貴社が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

2. 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)に基づく振替制度における振替口座簿での保証金代用有価証券の記載または記録に際しては、本約諾および本取引の

性質に則り、当社における担保としての効力が生じるよう取扱うこと。

第 8 条 (取引保証金の取扱)

私が貴社と行う本取引に係る取引保証金の預託については、次の各号に定めるところによること。

- (1) 私が貴社に新規の売買取引を申し込む場合は、あらかじめ貴社の定める金額を貴社の定める方法により、貴社の定める日時までに預託すること。
- (2) 私が預託した本取引に係る取引保証金について、貴社の規定等により追加保証金を必要とする場合は、その必要額を貴社が定める日時までに貴社の定める方法により預託すること。
- (3) 私が預託した本取引に係る取引保証金の返還を受ける場合は、本約諾および貴社の定めるところによること。
- (4) 私は、経済情勢の変化等により外国為替取引相場に著しい変動が生ずるおそれがある場合等において、取引保証金率の変更等の臨時増保証金を貴社が必要と判断した場合は、貴社の定める日時までに当該必要金額を貴社に預託すること。
- (5) 前各号に定める事項の他、本取引に係る取引保証金の取扱いは、貴社の定める事項に従うことに異議のないこと。

第 9 条 (決済の処理)

私が行う本取引において買建玉および売建玉はこれを転売または買い戻しにより差金決済できること。

第 10 条 (弁済条件の変更)

貴社が天災地変、経済情勢の激変その他やむを得ない理由に基づいて、本取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。

第 11 条 (期限の利益の喪失)

私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても私は、貴社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

- (1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私の貴社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (4) 私の貴社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押

または競売手続の開始があったとき。

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。

(6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。

(7) お客様が死亡した、または意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めるとき。

2. 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、私は、貴社の請求によって貴社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 私の貴社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。

(2) 私の貴社に対する債務(本取引に係る債務を除く。)について差入れている担保の目的物について差押または競売の手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(3) 私が貴社との本約諾書の条項またはその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。

(4) 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条(期限の利益を喪失した場合の処理)

私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した本口座を通じて処理されるすべての本取引につき、これを決済するために必要な売付契約または買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

2. 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、本約諾書および貴社の定めるところにより当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な売付契約または買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

3. 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した本口座を通じて処理されるすべての本取引を決済するために必要な売付けまたは買付けの申込を貴社に行うこと(前項の規定により貴社が売付契約または買付契約を締結する場合を除く。)

4. 前項の日時までに、私が売付けまたは買付けの申込を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な売付契約または買付契約を締結することに異議のないこと。

5. 前各項の売付けまたは買付けを行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

第13条(預り資産等の処分)

私が本取引に関し、貴社に負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催

告等を行わず、かつ法律上の手続によらないで、取引保証金として差入れた現金および貴社が占有している私の有価証券およびその他の動産を私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残高を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また私は当該弁済を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

第 14 条 (差引計算)

期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺できること。

2. 前項の相殺できる場合には、貴社は事前の通知および所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。

3. 前 2 項によって差引計算をする場合は、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率、本取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率および貴社に対するその他の債務の遅延損害金の率については貴社の定める利率によるものとする。

第 15 条 (弁済等充当の順序)

債務の弁済または前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社は、貴社が適当と認める順序方法により充当することができること。

第 16 条 (遅延損害金の支払い)

私が本取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、貴社の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

第 17 条 (通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

私は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社または貴社が加入する投資者保護基金(以下「基金」という。)から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した本口座を通じて処理されるすべての本取引に係る私の債務につき、当該期限の利益が失われ、かつ、決済のため売付けおよび買付けを行うことができなくなること。

(1) 貴社が金融商品取引法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 貴社が金融商品取引法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

(3) 前各号のほか、貴社が第 12 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当したとき。

2. 前項の場合においては、私と貴社との間における私の本取引に係るすべての債権(取引保証金返還請求権を除く。)および債務との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差入れた取引保証金により担保されること。

第 18 条 (認定等に伴う措置に係る請求)

私は、前条に定める取扱いにより、貴社が通知金融商品取引業者に該当した等の場合において、私が損害を被ったときがあっても、貴社に対しその損害の賠償を請求しないこと。

第 19 条 (カバー先の業務及び財産の状況等に伴う措置)

貴社とカバー先との間の契約の終了や、貴社カバー先の業務及び財産の状況等により貴社とカバー先との間でカバー取引を継続して行うことができないと貴社が判断したときは、私が貴社に設定した本口座を通じて処理されるすべての本取引に係る私の債務につき、一定の催告期間(ただし緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができることとします)を設定した上で、期限を定めること。

2. 前項に定める期限が到来した場合、貴社は、本約諾および貴社の定めるところにより、本取引を決済するために必要な売付契約または買付契約を、私の計算において締結すること。

3. 前項の売付けまたは買付けを行った結果、損失が生じた場合には、私は貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

第 20 条 (債権譲渡等の禁止)

私が貴社に対して有する本取引に係る債権は、これを他に譲渡または質入れ、その他処分をしないこと。

第 21 条 (取引保証金の利息その他の対価)

私が本取引に関し、貴社に取引保証金として差入れる金銭またはその他の金銭には、利息その他の対価をつけないこと。

第 22 条 (報告)

私は、第 11 条第 1 項各号および同条第 2 項各号いずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨を報告すること。

第 23 条 (届出事項の変更届)

私は、貴社に届け出た氏名もしくは名称、印鑑もしくは署名鑑または住所もしくは事務所

の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

第 24 条 (報告書等の作成および提出)

私は、貴社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、私に係る本取引の内容その他を、日本国の政府機関等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力すること。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

第 25 条 (約諾の解約)

私について次の各号の事由のいずれかに該当し、または第 10 条に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、本約諾は解約されること。但し、解約時において私が貴社と行う本取引の本決済勘定が残存する場合、または私が貴社に対する本約諾に基づく債務が残存する場合は、その限度において本約諾は効力を有するものとする。

私が貴社に解約の申出をしたとき。

- (1) 私が本約諾書の条項のいずれかに違反し、貴社が本約諾の解約を通告したとき。
- (2) 第 29 条に定める本約諾書の変更に私が同意しないとき。
- (3) 前各号の他、やむを得ない事由により、貴社が私に対し解約の申出をしたとき。
- (4) 前項の場合において、貴社は、本口座に残高があるときの処理は、私の指示に従うこと。
- (5) 前項の指示をした場合に、私は、貴社の要した実費をその都度貴社に支払うものとする。

第 26 条 (免責事項)

天災地変、政変、外貨事情の急変等の不可抗力、またはその他やむを得ない理由により、本取引またはカバー取引の執行、金銭の授受または預託等が遅延または不能となったことにより生じた損害については、貴社がその責めを負わないこと。

2. 前項の事由による取引保証金等の紛失、滅失、き損等の損害については、貴社は一切その責めを負わないこと。

3. 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。

4. 貴社が本取引において会員 ID、会員パスワードおよび取引暗証番号の一致を確認して行った取引により生じた私の損害について、貴社がその責めを負わないこと。但し、貴社が

会員 ID、会員パスワードおよび取引暗証番号の一致にもかかわらず、私の取引でないことについて故意があり、または私の取引でないことを知るべきことに、重過失がある場合はこの限りではないこと。

5. 貴社は以下の理由により、注文が発注されない、または誤発注されることによって生じる私の損害について、一切その責めを負わないこと。また、本項にいう通信回線およびシステム機器は、私および貴社のそれぞれを結ぶ通信回線の全てを含むこと。

(1) 貴社の故意または重過失によらない通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。

(2) 天災地変その他やむを得ない事由による通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。

6. 第 6 条第 4 号および第 5 号に基づく取扱いにより、注文が約定処理されない、または注文および約定が取消扱いとされることによって生じる私の損害について、貴社はその責めを負わないこと。

7. 私が本取引における取引の速度および回線の混雑等を理由とし、損害を被ったとしても貴社に対してその損害を請求しないこと。但し、前記混雑等、取引速度を大幅に低下させる事由が、貴社の故意または重過失によるものである場合には、この限りではないこと。

第 27 条 (損害賠償額についての制限)

貴社の責に帰する障害であっても、それによる私の得べかりし利益に関しては、貴社が一切その責を負わないこと。但し、障害が貴社の故意または重過失によるものである場合には、この限りではないこと。

第 28 条 (通知の効力)

私が貴社に届け出た住所または事務所にあて、貴社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとすること。

第 29 条 (適用法)

本約諾は、日本国の法律に支配され、解釈されるものとする。

第 30 条 (合意管轄)

私と貴社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とすること。

第 31 条 (約諾条項の変更)

本約諾書の条項中、貴社から諾否の回答期限を定めて変更の申し入れがあった場合、私が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意したものとすること。

第 32 条 (電磁的方法による書面の授受)

貴社は、第 22 条および第 23 条に規定する書面(印章または署名鑑の変更に係るものを除く。)の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき報告または届出を受けることができること。

以上

平成 23 年 4 月 4 日